場所	募集内容	勤務形態	年 齢		問い合わせ先(Tel)
釧路市	内科ほか(診療科増設)	常勤	不問	0154-37-5512	医孝仁会 事務局長 齋藤
釧路市	小·内(一般)·整外	常勤	不問	0154-24-6811	道東勤医協釧路協立病院 医局事務課長 奈良輪
釧路市	一般内科医	常勤	不問	0154-22-7111	医釧路谷藤病院 院長 谷藤
釧路市	精神科医	常勤·非常勤	不問	0154-91-6011	医清水桜が丘病院 理事・事務長 清水正敏
根室市	内科医·精神科医	常勤	不問	0153-22-2811	江村精神科内科病院 江村
中標津町	内科·整外·透析	常勤	不問	0153-72-8200	町立中標津病院 事務長 小林
道内厚生病院	内科医ほか	常勤	不問	011-232-6514	JA北海道厚生連 人事部長 吉道
紹介市町村	医師·歯科医師	常勤·短期	ほか委細仲介	011-208-2575	北海道地域医療振興財団(無料職業紹介所)

専門部から

個人情報に関する警察・検察等捜査機関からの照会について

◇総務部・医療安全部◇

厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに関するQ&A(事例集)」に、警察・検察等の捜査機関からの照会についての対応の項目が追加され、以下のようなケースで「第三者提供の制限の例外」と解される旨連絡がありましたのでお知らせします。

【警察や検察等捜査機関からの照会について】

刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会はもちろん、任意捜査についても協力は任意であるものの、法令上の具体的根拠に基づいて行われるものであり、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当すると考えられ、法律違反とはならない。

また、災害発生時に警察が負傷者の住所・怪 我の具合等を照会する場合についても、個人情 報保護法第23条第1項第4号の「国の機関が法 令で定める事務を遂行することに対して協力す る必要がある場合」に該当すると考えられる。

なお、警察や検察等捜査機関からの照会や事情聴取により個人情報を提供することは民法上の不法行為を構成することは通常考えにくいが、照会や事情聴取に応じ個人情報を提供する場合には、情報提供を求めた捜査官の役職・氏名を確認するとともに、その求めに応じ提供したことを後日説明できるよう記録しておくことが必要である。